平成２８年（フ）第３４８号
茨城県水戸市東前２丁目31番地
債務者　小森　啓一
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第３４９号
茨城県水戸市東前２丁目31番地
債務者　小森　悦子
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第２８５号
金沢市蚊爪町ロ１番地１
債務者　川岸　麻理
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３２４号
金沢市浅野本町２丁目４番３号　ラフローラＣ棟112号
債務者　大野　猛士
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第７９号
三重県伊賀市土橋60番地の５　ハイツパインケープＡ棟203号
債務者　山岡美栄子
1　決定年月日時　平成28年12月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２８年（フ）第２５１号
神戸市垂水区舞子台６丁目10番13―305号
債務者　松本有香子（旧姓笹谷・沓掛）
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２７７号
大津市今堅田３丁目12番45―1210号　グローバル堅田　Ⅱ
債務者　竹岡　芳仁
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２９２号
大津市弥生町８番25号母と子の家しらゆり203号室、前住所大津市雄琴１丁目10番71号
債務者　鳥居　一代
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２９６号
大津市穴太１丁目３番15号
債務者　大和田浩志
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２９７号
大津市穴太１丁目３番15号
債務者　大和田照美
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１０９号
鳥取県鳥取市江津163番地２　ガーディニア・ガーデン103号、旧住所鳥取県鳥取市西品治91番地　田口アパート11号
債務者　植田　晃彦
1　決定年月日時　平成28年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１２８号
鳥取県岩美郡岩美町大字浦富638番地　内池田第４団地32号、旧住所鳥取県岩美郡岩美町大字真名65番地
債務者　難波　義範
1　決定年月日時　平成28年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第７７０号
広島市西区天満町19番20―404号
債務者　石川　直美
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９０号
広島県尾道市高須町5135番地　３―204
債務者　後藤鹿つ子（旧姓山根）
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２８年（フ）第１３６号
山口県下関市椋野町３丁目13番52―302号シークエスト鳥越、前住所山口県下関市稗田北町12番21号
債務者　弘岡　晃也
1　決定年月日時　平成28年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第３２８号
愛媛県松山市宮田町106番地２　カサブランカ駅前311号
債務者　津川　豊子
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４０３号
鹿児島県鹿児島市宇宿７丁目６番15号（パティオス宇宿101号）
債務者　児島　昌吾
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係